

## 平成31年3月玉川村議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成31年3月12日(火曜日)午前10時開議

- |       |        |                                                 |
|-------|--------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 玉川村小規模企業振興基本条例の制定について                           |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 玉川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 玉川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例について                    |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 玉川村立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 玉川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 玉川村公の施設の指定管理者の指定について                            |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成30年度玉川村一般会計補正予算(第4号)について                      |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成30年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について                |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成30年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第4号)について                  |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について               |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成30年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について              |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成30年度玉川村上水道事業会計補正予算(第3号)について                   |

出席議員（12名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
3番	車 田 幹 夫 君	4番	渡 邊 一 雄 君
5番	塩 澤 重 男 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	飯 島 三 郎 君	8番	田 子 武 幸 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	大和田 宏 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	塩 田 敦	主 査	大 竹 絵美子
-------	-------	-----	---------

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	川 俣 基 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君	
住 民 課 長	須 釜 信 一 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	溝 井 浩 一 君	
健康福祉課長	矢 部 玄 幸 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	塩 澤 理 博 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君			

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案第1号 玉川村小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 須田潤一君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 皆さん、おはようございます。

議案第1号 玉川村小規模企業振興基本条例の制定について説明をさせていただきます。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 以上で説明を終わりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

5番、塩澤重男君。

○5番（塩澤重男君） この中小企業基本条例、小規模企業の振興を図るのが目的というところでございますけれども、この条例、現在または本年度予算、その予算上措置はどのようなになっているのか、どういうものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） ただいまの塩澤議員のご質問でございますが、本条例に基づいて新たに予算措置というのはございません。今まで補助金の交付につきましては、補助金の交付要綱をもとに交付をしておりましたが、その上の条例を設定しまして、条例に基づいて、今まで出していた利子補給金であったり商工会の補助金であったりというものの基本的なものをこの条例で定めるというような内容になっております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 私は、この条例制定は商工業が疲弊した今、非常に遅きに失した感が否めません。この効果は望めるのか。

それと、村内に小規模企業は何社あるんでしょうか。それとまた、小規模企業はたしか製造業で20名、商工業で5人以下の企業というふうに言われていますが、何名、何社おられるか。

それと、第4条の村の責務というふうなところで、この2号の2段目、「豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、村民の理解を深めるよう努めなければならない」は、どのように理解を深めさせていくんでしょうか。

それと、5条、この2号の「小規模企業者は、商工会の加入に努めるものとする」というふうになっていますが、この条例の恩恵に浴するための必須条件なんんでしょうか、条例の適用を受けるための必須条件なんんでしょうか。

それと、10条にあります「村は、小規模企業振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と。これは先ほど塩澤議員が聞かれましたことなんだろうが、どのような施策を実施するんでしょうか。

以上、教えてください。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） ただいまの小林議員のご質問でございますが、商工会の小規模事業者数でございますが、平成30年度3月31日現在の資料によります実態調査によると298件あるというような内容でございます。

また、「商工会の加入に努めるものとする」という部分につきましては、それがこの条例の恩恵にあずかる条件にはなるかならないかということなんです、**「努めるものとする」**ということですので、必ずしも商工会の会員でなくてもその恩恵にはあずかる、この条例の

適用範囲にはなると思われます。

また、どのような具体的な施策なり財政措置があるのかというようなことですが、これにつきましては、今後、この小規模企業振興の施策、要はどのような形で振興を図っていくかというような計画を商工会とともに作成してまいります。その策定した中で、今後細かい部分について詰めていくというような内容でございます。

○6番（小林徳清君） 1点抜けましたね。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 申しわけありません。

効果については、当然、これから細かい計画とか策定した中で具体的な事業をやりますので、その事業が達成されれば効果が望めるものと思います。

○議長（須藤利夫君） 4条は。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 村民の理解につきましては、同じく基本的な計画が作成されたときにこのような事業をやりますので、村民の皆様方もご協力お願いするというようなことで、周知のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 村の責務とか小規模企業者の役割というようなところで、「努めるものとする」というふうなことがどうも本腰を入れたものでない、何か腰が引けた条文になっているんです。何か、やむを得ずこの条例をつくられたというふうな感じがしないわけではないんですが、いかがなものでしょうか。「検討する」とか「努める」というふうな言葉はどうも後ろ向きなんです。そのところはどうかでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） この基本条例につきましては、先ほど説明の中でもお話ししましたとおり、県の商工会連合会、また玉川村の商工会からのたつての要望でもって条例を策定しております。管内の状況をご説明申し上げますと、管内では玉川村が一番初めに条例の制定に踏み切って、今回議会のほうに提出してございます。一生懸命要望にお応えしながら、小規模企業の振興を図るというようなことで策定しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 玉川村小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第2、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） おはようございます。

それでは、議案第2号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

5番、塩澤重男君。

○5番（塩澤重男君） この条例は、深夜勤務かなというふうに感じておりますけれども、具体的に、今までどのような勤務といたしますか、作業があったのか、発生するのか教えてください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、今のところ対象となると思われるものにつきましては、災害時の対応のための出勤、それから選挙のための出勤等がございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第3、議案第3号 玉川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） 議案第3号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 玉川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第4、議案第4号 玉川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、須釜信一君。

〔住民課長 須釜信一君登壇〕

○住民課長（須釜信一君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（須釜信一君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 何点か質問をしたいと思います。

まず、今回の改正につきまして、要件の見直しというような説明ありましたが、もう少し内容の濃い、今回の改正の目的について、後ほど答弁をお願いしたいと思います。

私の立場から考えますと、多分団員の確保が難しいという部分の中での改正も含まれているのかなというふうに感じております。今回、勤務地を加えることによって加入しやすくするというようなことのようにございますが、現在の状況からして、移住だけだと現在の団員の中にこの要件を満たさない団員がいるのかどうか1つでございます。

それから、「18年」を「18歳」、あるいは「45年」を削るというようなことでございますが、年齢の上限が定まっておりません。これでいくと、地域によってあるいは地区によっては団員の確保の上から、聞くとところによると70、80というような年齢の中での団員も生まれ



てくるのかなということで、危険性も考えられます。ある程度、上限の年齢の設定も必要でないかというふうに感じます。これについても後ほど答弁願いたいと思います。

これを改正することによって、現在この条例に合致しない団員、あるいは改正することによって、逆に今入っている団員で該当しなくなる団員というような部分で、想定される現職の方々がいるのかどうか質問をしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） 11番、大和田議員のただいまのご質問でございますが、まず、この条例改正前の要件を満たさない団員がいるのかどうかということでございますけれども、要件を満たさない団員が数名ございます。住所の要件でございます。

次に、年齢の上限の定めがないということで、ある程度上限の定めが必要ではないかというふうなご質問でございますけれども、他町村の条例等を参考に今回の改正の案を持ったわけでございますけれども、当然に年齢が高齢になれば、体力等の問題も出てくると思いますし、また判断等の関係も出てくると思いますので、これにつきましては、各分団において当然に考慮されるものと考えておりますので、年齢の上限は特に今回は設けませんでした。

次に、該当しないこととなる団員、あるいはこの要件等を満たさない、逆の場合のご質問でございますけれども、まず住所地の要件を満たさない団員が数名ございますけれども、この団員については、この条例の施行によって玉川村消防団員としての要件を満たすということになるものと考えております。逆の場合の要件を満たさないようになる場合については、特に影響はないものと考えております。

最初にまず、この改正の目的等についてもっと詳しくということでございましたけれども、まずは団員の確保が一番でございます。それと、年齢の上限をとりますことによりまして、経験豊かな団員を確保でき、また消防力の強化等にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 2点ほど確認させていただきます。

年齢関係、上限は設けないと、そして周りの部分でも設けていないのかというようなことでございますが、分団のある程度判断に任せるといふようなことのようにございますが、分団に任せるんじゃないかと、本団のほうで一線を引いて、この辺が妥当であるという年齢の上

限は必要ではないかというふうに思います。この条例にない部分については、村長が何か別に定めるといふような部分も出ていますので、それは条例には出てこないの、ぜひ上限を設けるべきではないかというふうに感じております。

それから、改正後の部分で支障が出てこないというふうな答弁でございますが、消防団員に入っていて、住居あるいは勤務先等がなくなった場合は、当然団員をやめると、やめざるを得ないというふうな部分が出てくる可能性は間違いなくあると思うので、それについて支障がないかどうか、再度確認をさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） ただいまのご質問でございますけれども、まず一つ、条例上、年齢の上限は設けておりませんが、運用等に関しまして、本団で一線を引くなり指導をすべきではないかというご質問でございますけれども、この関係につきましては、本団、消防団幹部会等において協議の上、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、この条例の要件から外れれば退団せざるを得ないということで、支障はないのかということでございますけれども、全て100%消防団員としてとどまれるようにするということは非常に難しい面もございます。条例で要件を満たさない方については、消防団員の資格を失うということになることもやむを得ないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この条例改正は、団員不足を補うための改正だと私は理解しますが、今現在、団員不足は何名なんでしょうか。それと、行政区ごとに団員数は何名ぐらいずつ不足しているんでしょうか、その点教えてください。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） 6番、小林議員のただいまのご質問でございますけれども、団員の定数が305名ですが、現団員286名で19名の不足でございます。ただ、各分団ごとの不足の明細につきましては、後ほど回答させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 小林議員、よろしいですか、後ほど。

○6番（小林徳清君） 結構です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

5番、塩澤重男君。

○5番（塩澤重男君） この条例、年齢の上限を設けないという条例では不完全な条例かと思  
いますので、再度本団で検討して、正式な正しい年齢を入れた条例にしたほうがいいかなと  
思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） ただいまの5番、塩澤議員のご質問でございますけれども、この  
消防団員等の年齢等につきましては、昨年の消防幹部会において議論されまして、そこから  
村のほうに条例の改正についてということで話があったものでございます。その幹部会の席  
上では、年齢の要件につきまして上限等の話は出ておりませんでした。周りの町村の条例  
等も参考にしながら、その年齢の上限については今回設けておりませんが、運用の中で、そ  
ういった面につきまして幹部会で協議の上、各分団等への指導をしてまいりたいというふ  
うに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番、小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 大和田議員の質疑とかぶる部分があるんですけども、消防団とい  
うのは二十くらいから35歳くらいまでの人が入っております。結婚して村外に住むという  
ケースがあるんです。そして、それでも消防団はこっちに残ってくれているというケースが  
あります。そういった話を聞いて、結局分団長とかはできないんだとそういう話を聞きました。  
団員不足の中で、そういったボランティア的な精神がある人も中にはいるわけで、これ  
で縛られてしまうと、むしろ何かそういった人を規制してしまうというふうな考えもあるん  
ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） 1番、小針議員のただいまのご質問ですけれども、確かに条例上  
からすれば消防団員としてとどまれるというふうなことで、その団員につきましてはある程  
度の縛られるという感が生ずることも考えられますが、その辺の事情につきましては、各団  
員の事情というのを考慮していただいて、各分団で判断いただければいいのかなというふう  
に考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、小針竹千代君。

○1 番（小針竹千代君） 今の答弁ですと、結局、この規則があっても、それ以外を認めるということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） すみません、今の質問は、この……。

○1 番（小針竹千代君） 分団で対応するという話をしましたよね。

○住民課長（須釜信一君） すみません、この条例の要件を満たしている団員についてということ。

○1 番（小針竹千代君） いいですか、もう一回、質問し直しします。

○議長（須藤利夫君） 座ったままで結構です。

○1 番（小針竹千代君） 結局、結婚して住所を移して職場も別にあった場合には、この規定から外れるので、やめなくてはいけないんですよね。でも、実際にはやってくれている人もあるということを知ったことがあるんですけども、そうすると、この規定があれば、完全にもうやめなくてはならないということですよ。

○住民課長（須釜信一君） ただいまのご質問ですけれども、条例に触れるということになりますので、退団するということになります。

よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、渡邊一雄君。

○4 番（渡邊一雄君） 今の住民課長の説明では、結婚した人は、もううちを出れば団員の資格を失うということによろしいんですか。そうすると、現在、ちょっと一例ではありますが、当北須釜分団にもそういう方がいるんですよね、うちを出て。だからそうすると、今現在やっても団員の資格がないということによろしいんですか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、須釜信一君。

○住民課長（須釜信一君） ただいまの渡邊議員のご質問ですけれども、この要件には、住所の要件と、あと年齢と勤務地等を定めておりますので、住所が例えば村外に移った場合でも、勤務地が村内であれば消防団員としてとどまれるということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） いろんな質問があるということは、この条例改正についてももう少し中身の検討が必要ではないかというような感じがするんですが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 今、11番、大和田議員からのご質問がございました。

議員の中には、当然、消防分団に入りながら活動をされて今日をお迎えする方、たくさんいらっしゃると思います。玉川村消防団も305名という条例定数のもとやっていますけれども、この間、ずっと10名から20名弱の間で団員の不足が生じておりました。その団員の不足を何とかしようということで、本団の幹部、結局、分団長以上のそういう本団の幹部会議でいろいろ議論をされてきた経緯がございます。そして、過去には女性団員も云々、そういう話も議論されました。

それでもなかなか定足数に達していないというような状況で、今回の提案も決して村の消防部署担当からの提案ではなくて、本部の会議あるいは分団長が集まったそういう会議の中で出されたものでありまして、現在286名の団員数を確保していますけれども、これを何とかもっとふやすために必要な条文でございますので、決して村の単独ではなくて、消防の幹部会議、消防の本団会議を経た中での提案ということで、ご理解を賜りたいと思います。

村としても、それらを尊重しながら提案に至っている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 玉川村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（須藤利夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第5号 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民課長、須釜信一君。

〔住民課長 須釜信一君登壇〕

○住民課長（須釜信一君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民課長（須釜信一君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 玉川村消防団消防屯所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、矢部玄幸君。

〔健康福祉課長 矢部玄幸君登壇〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 今回の中身で「、保証人」を削った理由について伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、矢部玄幸君。

○健康福祉課長（矢部玄幸君） 11番、大和田議員のご質問にお答えいたします。

「、保証人」を削った理由ということでございますが、先ほどもご説明申し上げましたが、法律の改正に伴うものでございまして、その趣旨については私は存じておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第7、議案第7号 玉川村立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 須田潤一君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） それでは、議案第7号 玉川村立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 玉川村立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。

10分間休憩いたします。

(午前10時50分)

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第 8、議案第 8 号 玉川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

教育課長、塩澤理博君。

〔教育課長 塩澤理博君登壇〕

○教育課長（塩澤理博君） それでは、議案第 8 号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○教育課長（塩澤理博君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

1 番、小針竹千代君。

○1 番（小針竹千代君） この規定を適用する場合に、現在勤務している方のその支障というか、新たに募集しなくてはいけないのかといったことが発生するかどうか、1 つ伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 1 番、小針議員のご質問でありますけれども、今回の条例改正によりまして、現在お勤めになっている方に支障はあるのかということでございますけれども、今回この施設に従事する職員の要件について追加されるものでございまして、今まで勤務されている方については支障はございません。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号 玉川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第9号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） 議案第9号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 玉川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第10、議案第10号 平成30年度玉川村一般会計補正予算（第4号）  
についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、丹内一彦君。

〔総務課長 丹内一彦君登壇〕

○総務課長（丹内一彦君） 議案第10号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（丹内一彦君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 日程第10、議案第10号でございますけれども、説明のみとし、質疑に  
ついては午後行いたいと思います。

ここで休議とし、昼食といたします。

（午前 11時22分）

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

---

○議長（須藤利夫君） 議案第10号につきましては、午前中に説明は終えておりますので、直  
ちにこれから質疑を行いたいと思います。

11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） それでは、質問をさせていただきます。ふるさと納税関係のこと  
について伺います。

補正の中で必ず大きな数字が上がっておりますが、その中身について、ここに来て大きな  
数字が上がった経過についてまず伺います。それを受けて、当然、30%程度の返礼品等を想  
定した中で事務的に進めるというような流れになっておりますが、それについても伺います。

ページ数を言わないとわからない部分があるので、言いたいと思います。

19ページの一番下の給付金の中のふるさと納税寄附金、ここに925万円というような数字が載っております。当然、後に出ておりますように、基金のほうにこれを持っていっておりますが、これを受けて当然返礼品等の発生が出てきます。その分については支出の中に出てくるんですが、22ページの報償費、下のほうから2段目、ここに記念品ということで70万4,000円が出ております。通常ですと給付金の30%程度が出てくるのが通例かなというふうに思うんですが、この少ない数字についてはどういう経過なのかについて伺います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、まず、今回歳入ということで、ふるさと納税の給付金を925万円ですか、計上させていただきました。こちらはたしか12月補正のときにも計上いたしました。毎年、例年ですと、1月になりますと税の対象が変わりますので、例年12月に駆け込みで寄附が多いという傾向がありまして、今回も12月にかなりの寄附がされたということで、寄附された額につきまして実際に計上しております。

歳出でございますが、先ほど大和田議員が言われましたとおり、ふるさと納税につきましては、一旦納税された額を積立金として基金のほうに入れますが、今回委託料と使用料のほうに70万4,000円と9万5,000円上がっておりますが、これは実際に30年度に寄附金を申し込んでいただいた分に対しまして業者さんに委託している分と手数料ということで、実際には給付された時点で払わなくてはならないということになっております。

22ページの報償費で、70万4,000円ということで額が少ないということでございますが、こちらにつきましては、桃を希望された方につきましては夏に発送するということですので、31年度の予算の中で基金から崩してそちらに充当するという形ですので、金額に差異が発生するというようになっております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 2点ほど質問させていただきます。

ページ数でいきますと、19ページ、不動産売払収入28万7,000円は、どこで、地目、面積、平米当たりの単価を。

それと、37ページです。ここの教育総務費の中の3給食施設費、その中の説明の中にあります実施設計委託料、減の788万4,000円、これは当初9月の補正で1,404万円ほど上げられました。これに対する減が余りに大きいので、この予算計上が過大であったのか、それとも、この予算計上の根拠はどうなっていたんでしょうか。

それと、その下にあります地質調査委託料も9月の補正の段階では180万でしたが、今回176万2,000円の増額補正になっていますが、この理由は。この地質調査費は、大体建物の大きさによって何点か地質調査しなければならないことなんで、もうそんなに金額に上げ下げはないと僕は思うんですが、その辺の理由はどうなっているんですか、お知らせください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問の1点目、19ページの不動産売払収入の件でございますが、こちらにつきましては、竜崎地内の村有地の一部を個人に売却したものでございます。宅地で、面積は49.66平方メートル、単価が5,800円で土地ということで売却しております。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 6番、小林議員のご質問でありますけれども、まず、37ページの教育総務費の目の3給食施設費の節の13委託料の説明の欄の実施設計委託料、これについての減額の今回補正予算なんですけれども、予算計上が過大でなかったのかというご質問であります。

まず、先ほど議員がおっしゃったように、9月補正で1,404万円の実施設計委託料、新しくつくる給食センターについての実施設計委託料でございますが、計上いたしました。これについては業者からの見積もりによりまして、まず予算計上いたしました。その後、委託のための設計書をつくった際に、予算額に対して約110万円ほどで実施設計書ができ上がりました。これをもとに入札を執行しているわけなんですけれども、入札については、7業者を対象に指名競争入札ということで実施いたしまして、これに対して、最低価格を提示した業者さんでありますけれども、設計額に対して47%ほどの比率で落札ということでございまして、非常に低い価格での落札でございました。そのほか6者の状態でありますけれども、設計額に対して59%が1者、それから64%が1者、81%が1者、87%が2者、それから91%が1者ということで、非常にばらつきがございます。これを見ますと、91%という業者もおりますので、予算措置については過大ではないというふうに考えております。

次に、実施設計委託料でありますけれども、議員がおっしゃるように、9月補正で180万1,000円の地質調査委託料を計上させていただきました。これにつきましては、9月議会で説明いたしましたように、須釜小学校の敷地内ということで予定していますという説明をしましたが、実際上の施設の設備を含めた平面的な計画につきましては概略ができておりまして、当初は須釜小学校の校門を校舎に向かいます通路に対しまして校庭側に配置するという

ことで、通路に対して長方形の建物の長いほうを道路に沿って配置するという計画でございました。

ところが、現在の須釜小学校の校庭に設置しますトラック、200メートルのトラックが引かれているわけなんですけれども、その使用に対してちょっと支障があるということが判明いたしまして、小学校に入る通路に平行に配置しようとしていたものを90度振りまして、長いほうを南北にしまして校庭の西側に寄せるといふうにしました。これによりまして、当初予定しておりました地質調査の箇所は3カ所なんですけれども、深さはトータル20メートルでございました。ところが、南北に長く配置することによりまして、現在の校庭が造成した際にかなり盛り土をしてあったということもありまして、トータル61メートルの地質調査の深さになるということで、今回補正増ということでのお願いでございます。

これにつきましては、まず地質調査におきまして、ご存じのように、配置する建物の下にどのあたりに支持地盤があるか、あるいは地下水位がどの深さに位置しているかというようなことも調査するものでありまして、建物についての北側に90度振った場合に、対角線上に3カ所の場所について地質調査を行いまして、実際水位については今の校庭よりも12メートルほど下の位置になっているというようなことがわかったわけでございます。支持地盤についても、21メートル前後支持層があるということございまして、建物をつくる際の目安というのがそれによって明確になったということでございますので、今回補正の増をお願いするということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それで、その地盤調査のほうは、最初の配置計画よりも狂ったことによって、2回調査したというふうなことで理解してよろしいんですね。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 最初の配置計画につきまして、まず地縄張りをしまして、学校関係者とも再度確認していただいたんですけれども、その際に校庭側のほうに設置するトラックに支障があるというのが判明したものですから、その時点で方向を変えて位置をずらすということにしまして、地質調査については2回やったのではなくて1回で済ませております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） トラックに支障があるということで、当初の最初の配置よりも向きを変えたとかそういうようなことですが、これは二重投資じゃないでしょうか。税金の無駄遣

いと僕は言っても過言ではないと思いますよ。だって180万ですよ、当初組んだのが。ところが、また170万、180万近い予算をまた組まれているということは、無駄な金を使ったというふうなことに僕は当てはまると思いますが。

それと、この実施設計、これは非常に、先ほども申されたように、1,404万の予算を組みながら非常に落札率が低かった、これは、不法なダンピング競争があったんじゃないでしょうかね。仕事が少なくなってきたから、そういうふうに91%、あとは四十何%と申されました。非常に安く落とされたダンピング競争があったんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 6番、小林議員の再々質問でありますけれども、まず地質調査については、最終的に協議を重ねながら場所の移動をしたと。その上で調査する必要があったと。それによりまして、当初予定していたよりも深い位置での地質調査が必要になったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、建物についての実施設計について、ダンピングがあったんじゃないかという発言でありますけれども、それについては、先ほどの数字だけの話をしましたが、そこからダンピングがあったんじゃないかというのは私どもとしては想定しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田子武幸君。

○8番（田子武幸君） ページで言えば、23ページの一番下なんですけれども、地域おこし協力隊、これの賃金ですが662万8,000円ほど、かなり大きな金額が減額されているということですが、私は常々、地域おこし協力隊の皆さんには本村のために頑張っているということで、大いに期待をしているところでありますが、この賃金がこれだけ少なくなったということでは、彼らの活動に影響はないのかどうかと。

それとあわせて、24ページの真ん中に地域おこし協力隊活動事業補助金ということで、これもまた50万円ほど減額になっているということで、これはかなり、彼らというか地域おこし協力隊の皆さんには活動に影響があるのではないかなと思うんですが、その辺はどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） ただいまの田子議員のご質問でござい

ますが、23ページの9の企画費の7の賃金662万8,000円の減額並びに24ページの補助金、19番の負担金補助及び交付金の補助金の50万円の減額ですが、これにつきましては、30年度で募集してありました商工振興支援の方並びに国際交流の隊員、この2名の方の予算を当初計上していましたが、応募がなかったための減額となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

補助金もあわせて、1人当たりには要する補助金2人分が減額になりましたので、同じく減額してございます。現在の隊員への影響は全くございません。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、石井清勝君。

○2番（石井清勝君） 徳清議員の質問と同じなんですけれども、先ほどの給食施設費ですか、これの委託料の実施設計の請け負った設計者の名前というのは、会社等、これの設計用の実施設計を議員に報告するのはいつかお伺いします。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 2番、石井議員の質問でありますけれども、まず、37ページの、先ほどの実施設計委託はどこかの業者が請け負ったのかということでございますが、郡山に事務所を構えております有限会社溝井宇一建築事務所でございます。

それから、実施設計の中身について、議員の皆様にご説明するのかがというご質問でありますけれども、現在3月22日を期限に委託契約をしております、まだ成果表が上がってきておりませんが、次回ですと6月の定例会を目安にご説明できるかなというふうを考えておまして、お時間をいただいた上でご説明申し上げたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、車田幹夫君。

○3番（車田幹夫君） 19ページ、財産運用収入の中での教員住宅等の使用料の三角の11万9,000円でございますが、教員住宅はどこに何戸あるのか、そしてまた何名の方が利用されているかお聞きします。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 3番、車田議員のご質問でありますけれども、19ページの財産運用収入の中の目の1の財産貸付収入、今回11万9,000円の減額の補正でありますけれども、この中身についてであります。



教員住宅については、現在小高に2戸、須釜に3戸ございます。このうち、小高の1戸と須釜の2戸が入居しておりまして、現在小高の1戸と須釜の1戸があきの状態でありまして、今回小高の1戸分と須釜の1戸分、計2戸分の収入について、入居していないために減額とするものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

5番、塩澤重男君。

○5番（塩澤重男君） 何点か質問させていただきます。

ページ数で、13ページの使用料及び手数料の中で、6番の土木使用料で住宅使用料とあるんですけども、その中の現年度分のマイナス240万円はなぜこういう減額になったかお願ひします。

それから、21ページの雑入のほうですけども、この米の全袋検査の助成金400万、それからたまかわの翼個人負担金800万円ほど減額になった理由、これをお願ひしたいと思ひます。

それから、23ページ、説明はあったんですけども、総務費の中の財産管理費、個別施設計画策定業務委託料、これについて、もう少し詳細な説明をお願ひしたいと思ひます。

それから、24ページですか、総務費の中の空港対策費、この村民の翼業務委託料820万円ほど減額になっております。ここも同じかもしれないんですけども、これの説明をお願ひします。

それから、29ページ、民生費の中の児童措置費で300万円ほど児童手当がマイナスになっているんですけども、これの原因、これもお願ひします。

それから、30ページのほうで、衛生費の環境衛生費の中で、浄化槽のほうで600万円ほど減額に補助金になっているわけですけども、なぜこのような金額が減額になるか、原因です。

それから、健康づくり推進費の中で、5番です、健康診査委託料ですか、370万円、それから健康管理システムの業務委託料200万の減額の理由をお願ひしたいと思ひます。

それから、31ページの農林水産業費の3番、農業振興費、その中の役務費の中で、検査搬入手数料290万円ほど減額になっていますが、これの原因、理由をお知らせいただきたいと思ひます。

それから、34ページのほうで、土木費の中の土木総務費、委託料ですけども、登記委託

料280万円ほど減額になっています。この減額になった理由、まだ未登記のほうは大分残っていると思うんですけども、なぜ残っているながらこういうふうに減額になっているかです。それから、木造住宅の耐震、この委託料も減額です。それから、補助金のほうでも木造住宅の耐震改修補助金200万円が残ったということは、この理由についてお知らせいただきたいと思います。

次、35ページのほうの土木費で、16番の原材料費、原材料の生コン、これが300万円ほど減額になっています。前の各区で60立米ですか、その配布というようなことあったんですけども、もうほとんどこの区はもう終わって何も必要がなくなったのかどうか、この原因、300万円の減額についてお知らせいただきたいです。

それから、36ページの教育総務費の中で、地域おこし協力隊の賃金ですか、780万、これは2人減ったということでしたっけ。その下の使用料及び賃借料、アパート借上料、これも地域おこし協力隊にかかわる部分なのかなと思いますけれども、この減額の理由、これもお知らせください。

それから、38ページのほうですけども、教育費の中で学校管理費あります。前、泉中のほうで、バレーボールだか何かのほうで、部活動指導員ですか、こういうのがあることがありましたけれども、なぜこれが減額になったか。今は部活動の指導員というのはいないのか、これをお知らせいただきたいと思います。

最後になりますけれども、39ページと同じ教育費の中で2番目の公民館費で、須釜公民館改修工事が終わりました。67万円ほど減額になっております。壁とかトイレ、それから和室ですか、きれいには仕上がっているんですけども、階段の上とところの壁が目立って汚れているんです。そういうのも残さないで使ったほうがいいなという感じがしていますけれども、壁の塗装ですか、塗装部分だとそんなにはかからないと思うんですけども、ちょっと壁の汚れが目立っていますので、ここらのほうの考えをどう思っているか、修繕したほうがいいのかと思うんですけども、それについてお願いいたします。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） ただいま5番、塩澤議員のご質問で、まず13ページの土木使用料の住宅使用料で、現年度分で240万円の減はなぜかということでございますが、現年度分につきましては、平成30年度4月より単身入居可能としたために、当初予算で29年度に対しまして147万6,000円の増を見込んでおりました。1月末で、昨年度と比べまして1戸の減

ということで、単身入居者4名もありましたが、逆に世帯入居者がふえなくて増加ができなかったと、増加しなかったというような状況でございます。

あと、もう一つでありまして、退去されますとリフォームをかけるわけなんでございますが、その際に二、三カ月、ちょっと入れない状況がありまして、今年度につきましてはそれが12戸ほどありまして、それらも原因して大きな減額となっております。

使用料については、今後も引き続き徴収のほうに当たってまいりたいと考えているところでございます。

次が、30ページ、お願いしたいと思います。

3番、環境衛生費の19負担金補助及び交付金で、浄化槽設置整備事業補助金の654万3,000円の減額についてでございますが、こちらにつきましては、当初浄化槽分で20基を予定しておりましたが、実質成果的には4基の要望で対応したと。また、その際に、撤去という県補助がついている分があるんですけども、そちらについても6基だったものが1基の実績であるということで、これだけの減額となっております。

34ページでございますが、委託料で登記委託料の280万円の減額でございます。

こちらについて、未登記解消のために進めておりますが、今年度、地縁団体ということで、共有名義とかでもって、俗にそれぞれの行政区さんとかで管理している部分の共有地の登記がなかなか難しいということで、地縁団体設立から、それからの所有権移転ということに今回重点を置きました結果、分筆、地目変更、地籍調査等につきまして委託の部分が減少したということで、今回280万円の減額となっております。

最後に、土木費の道路維持費の16の原材料費、35ページ、生コンで300万の減につきましては、4行政区につきましては満額実施しております。そのほか6区につきましては一部……、失礼いたしました、34ページの19の負担金補助及び交付金の木造住宅耐震改修事業補助金の三角200万円、こちらにつきましては、要望がないという実績になりましたので、その分の減額となっております。

先ほど申し上げました、16の原材料費につきましては、先ほどの4区以外については一部及び実施しないというようなところと、あと、7区以外についても、その60立米に残っている部分については原材料費での対応もしますよとお話をしておるところでございますが、今現在のところ、その要望も上がっていないというような状況で、このような減額となっております。

よろしくお願いしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 塩澤議員の質問についてお答えさせていただきます。

ページが21ページになります。

雑入の中の米の全袋検査推進事業助成金407万円の減額については、実績、歳出のほうでも出てきますが、検査の実績が少なかったために助成金も減るといような内容でございます。

たまかわの翼の個人負担金につきましては、当初予算では、個人からの負担金を村に入れて、そのお金を合わせて委託料で支出のほうをしようというように当初予算を組んだんですが、村で負担金を集めますと旅行業法に違反するといようなことで、負担金については、直接業者さんのほうで集金していただいて費用に充てた内容になってございます。

続きまして、24ページになります。

地域おこし協力隊のアパートの使用料につきましては、先ほど田子議員の質問にお答えしたとおり、2名の方を募集したんですが、応募がなかったといような部分の費用の減でございます。あわせて、10番の空港対策費の村民の翼の委託料の減額につきましては、ただいま申し上げましたとおり、個人負担金分を差し引いての支出になりますので、大きな減額になってございます。

ページが飛びまして、31ページになります。

先ほど歳入のほうで申し上げました一番下になります。役務費の検査手数料が減った部分につきましては、今年度、全体で4万404袋の検査を実施しました。前年度と比較しますと2,000袋ほど少なくなっております。その少ないことで検査料のほうで支出してございませんので、歳入のほうも合わせて減額といような計上になってございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） 続きまして、23ページの総務費の目の4財産管理費で、委託料で236万5,000円の減額でございますが、これは公共施設の管理計画を策定しまして、国からの指示で個別ごとの施設の計画を策定しなければならないということで、ふれあいセンターと保健センターの分を計上しまして入札したところ、その入札の結果でこの額が不要になったといことで、減額するものでございます。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、矢部玄幸君。

○健康福祉課長（矢部玄幸君） 5番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、29ページの児童手当でございます。

これは額の確定による減額ということでございまして、もともと予算の1億1,500万円持っておりますので、300万円は誤差の範囲かなと思っております。この児童手当というのは、毎月毎月変更というか、産まれた月によって上げるということで、年齢によっても変わっておりますので、どこで基準をつくるかというのは大変難しゅうございまして、その辺でご理解いただきたいと思いますと思っております。

それから、30ページの健康診査の委託料、これにつきましては、通常行っております住民健診、また施設等で行っております胃がん、乳がん、子宮がん等々を含めた全体の数字でございまして、これらが確定するということで予算よりも370万円ほど減額になるということで、事業の確定によるものでございます。

また、健康管理データシステムの移行業務委託料206万1,000円の減額でございますが、今回補正にはないんですけれども、もともとデータというか機械を入れかえするという事業がございまして、別な業者になったんです。そのときに、データ移行をするのにお金がかかるということで、別枠で200万円を取っていたんですけれども、落札した業者というんですか、請け負った業者さんが村の住民票とかもやっているような業者さんだったので、移行するためのデータはデータ料を取らないでやってくれますということで、この分安く上がったということでの減額でございます。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、塩澤理博君。

○教育課長（塩澤理博君） 5番、塩澤議員の質問でありますけれども、まず、36ページの教育総務費の2事務局費の7賃金780万の減額、地域おこし協力隊賃金とありますが、教育委員会関係の地域おこし協力隊につきましては、4名募集のところ1名のみ応募採用ということで、3名分の賃金を今回減額するものでございます。

あわせて、37ページの14の使用料の中のアパート借上料、これについても同じ3名分でございます。

それから、38ページの4の泉中学校費の目の1学校管理費、節の1報酬の64万2,000円の減額、部活動指導員報酬、これにつきましては、6月定例議会で補正で計上させていただいたところなんですけれども、泉中学校のバレーボール部の外部コーチの方について、事情がありましてコーチができないということで、そのまま予算が未使用のまま残ったところでございまして、今回減額するものでございます。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針敬子君。

○公民館長（小針敬子君） 塩澤議員から質問がありました教育費、社会教育の公民館費、39ページの須釜公民館改修工事についての67万4,000円の減額ですけれども、これにつきましては、業者を入札したところ、工事業者の費用が当初の見積もりより少なかったということにより工事費が減額となりました。また、階段のところのクロスが非常に汚いということで、その金額をもってクロスの張りかえなどできないかということにつきましては、31年度、現地を再度調査し、財政と相談しながら検討していきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 平成30年度玉川村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第11、議案第11号 平成30年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、矢部玄幸君。

〔健康福祉課長 矢部玄幸君登壇〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 平成30年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。

10分間休憩いたします。

（午後 1時53分）

---

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

---

#### ◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第12、議案第12号 平成30年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、矢部玄幸君。

〔健康福祉課長 矢部玄幸君登壇〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成30年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第13、議案第13号 平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、矢部玄幸君。

〔健康福祉課長 矢部玄幸君登壇〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（矢部玄幸君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第14、議案第14号 平成30年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、石井雅夫君。

〔地域整備課長 石井雅夫君登壇〕

○地域整備課長（石井雅夫君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（石井雅夫君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 最終ページの11ページ、ごらんください。

その中の公有財産購入費、この処理場用地取得費、減額244万4,000円になっていますが、この場所と地目と面積、買い上げ当たりの平米単価を教えてくださいと思います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） ただいま6番、小林議員のご質問でございますが、17公有財

産購入費の処理場用地取得費についてのご質問でございますが、場所につきましては、小高字下川田、場所につきましては国道118号線、中の駐在所から左側、川のほうに向かって行って150メートルぐらい行ったところを、舗装道路南北に走っているのを北のほうに100メートルぐらい行ったところで、地目につきましては水田で、面積が3,433平方メートル、買収単価につきましては、竜崎及び須釜地区と同じ単価になっておりまして、平米当たりで4,240円となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

5番、塩澤重男君。

○5番（塩澤重男君） 8ページですけれども、国庫補助金、1番の地方創生汚水処理施設整備推進国庫交付金、これは600万円ほど減額されていますけれども、この減額の理由は何でしょうか。また、この排水事業、進捗状況を教えていただければと思いますけれども。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） ただいま5番、塩澤議員からのご質問でございますが、この減額の理由につきましては、国からの内示額割り当てにつきまして、想定しておりました分に対して若干の相違があつて、1,268万円の減額での割り当てとなっております。それに伴う補助金の減額となっております。

また、進捗につきましては、30年度につきましては、先ほどお話にもありましたように、全体測量設計を実施しますと、処理場用地、今年度、30年度で取得しまして、来年度からは管路工事及び処理場の設計等を進めて、供用開始に向けて、処理場整備と管路工事をあわせながら対応していく予定となっております。

年度につきましては、補助事業等の絡みもありまして割り当て等もございますので、何年度までというのはこの時点で申し上げられませんが、早い機会のほうに整備をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 平成30年度玉川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第15、議案第15号 平成30年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、石井雅夫君。

〔地域整備課長 石井雅夫君登壇〕

○地域整備課長（石井雅夫君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（石井雅夫君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

5番、塩澤重男君。

○5番（塩澤重男君） 5ページですけれども、支出の部で営業費用の中で修繕費、これが420万円ほど減額されていますけれども、これの理由についてお知らせください。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） ただいま5番、塩澤議員からのご質問でございますが、修繕費のほうで422万円の減額についてのご質問でございますが、浄水施設修繕費ということで、丈田ポンプ場の非常用発電装置を計画しておりましたが、施設の利用期間、今後石川町からの浄水の計画もございますので、非常用電源を常備するのではなくリース電源で対応して賄うようにということで、その分によりましての減額となっております。

よろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 平成30年度玉川村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月13日は休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、3月13日は休会とすることに決定します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、3月14日再開いたしますので、午前10時にご参集ください。

（午後 2時29分）